

令和元年第2回

高森町議会6月定例会会議録

令和元年6月20日開会

令和元年6月28日閉会



高森町議会

6月20日(木)

(第1日)

令和元年第2回高森町議会定例会（第1号）

令和元年6月20日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

3番 後藤 清治君

4番 牛嶋津世志君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期 （9日間）

自 令和元年6月20日

至 令和元年6月28日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
6月20日（木）	本会議	議案審議
6月21日（金）	休 会	総務文教常任委員会
6月22日（土）	〃	
6月23日（日）	〃	
6月24日（月）	〃	産業厚生常任委員会
6月25日（火）	〃	
6月26日（水）	本会議	一般質問
6月27日（木）	休 会	
6月28日（金）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 同意第 5号 高森町固定資産評価委員の選任について

日程第 5 報告第 1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

日程第 6 議案第 33号 高森町過疎地域自立促進計画の変更について

- 日程第 7 議案第 34号 辺地に係る公共的施設の整備計画について
- 日程第 8 議案第 35号 辺地に係る公共的施設の整備計画について
- 日程第 9 議案第 36号 町道の路線認定について
- 日程第 10 議案第 37号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 11 議案第 38号 高森町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 日程第 12 議案第 39号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 40号 高森町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 41号 高森町奨学金貸付条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 42号 令和元年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 16 議案第 43号 令和元年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 17 議案第 44号 令和元年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 18 議案第 45号 令和元年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について
- 日程第 19 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|---------|------|----------|
| 1 番 | 後藤 巖 君 | 2 番 | 津留 智幸 君 |
| 3 番 | 後藤 清治 君 | 4 番 | 牛嶋 津世志 君 |
| 5 番 | 後藤 三治 君 | 6 番 | 芹口 誓彰 君 |
| 7 番 | 立山 広滋 君 | 8 番 | 本田 生一 君 |
| 9 番 | 田上 更生 君 | 10 番 | 佐伯 金也 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

- | | | | |
|---------|-----------|---------|----------|
| 町 長 | 草村 大成 君 | 副 町 長 | 本田 敦美 さん |
| 教 育 長 | 佐藤 増夫 君 | 総 務 課 長 | 沼田 勝之 君 |
| 生活環境課長 | 後藤 健一 君 | 会 計 課 長 | 古澤 要介 君 |
| 健康推進課長 | 野中 裕美子 さん | 住民福祉課長 | 佐伯 実 君 |
| 建 設 課 長 | 東 幸祐 君 | 農林政策課長 | 荒牧 久 君 |

税務課長	丸山雄平君	政策推進課長	田上浩尚君
教育委員会事務局長	馬原恵介君	たかみりポイントセンター事務局長	岩下徹君
住民福祉課審議員	後藤一寛君	政策推進課長補佐	岩下雅広君
総務課課長補佐	今吉輝子さん	健康推進課課長補佐	津留大輔君
総務課総務係長	住吉勝徳君	総務課財政係長	代宮司猛君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	安藤吉孝君	議会事務局主査	衛藤千佳さん
--------	-------	---------	--------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（後藤三治君） おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

令和元年第2回高森町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私御多忙のところ出席をいただき、誠にありがとうございます。

この定例会は、私が3期目の町政を担わせていただくようになって最初の定例会でございます。さらなる4年間の町政運営に挑むにあたり、所信の一端を述べさせていただきたいということで、後藤議長のほうに申し出をして承諾をいただいたところでございます。よろしく願い申し上げたいと思います。

その前に、一つ議員の皆さまに御報告がございます。先般マスコミのほうで、熊本県内の市の基金運用が非常にやりくりがうまいということで、約2億円でしたっけ、金額がマスコミに載っておりましたが、実は高森町は人口が約6,000数百人の町で、基金も当然少ないわけでございます。当町の職員が数年前から自ら提案をしていただきまして、岩下、今のたかもりポイントチャンネル事務局長の下、当時の財政の衛藤主査、そして今の代宮司係長、そして何よりも会計の古澤課長の御指導の下、今回7,000数百万円の短期での基金運用の利益が出たということを御報告をさせていただきたいと思います。どうぞ私がやったことではございません。職員が一生懸命考えたことですので、議員の皆さまに御理解をいただき、またどうぞお声をかけていただければ幸いかというふうに思っております。

それでは所信の一端を述べさせていただきます。

4月16日告示、4月21日執行されました高森町長選挙において、引き続き町政を預らせていただくことになりました。これまでの私自身挑んできた、選挙すべてにおいて、やることを先に詳細に打ち出した政策集を掲げており、今回もその政策に民意をいただき3期目の町政を託していただきました。

また、2期連続での無投票当選は、私が知る限り高森町ではありません。改めて絶大な御支援をいただきました町民の多くの皆さまに感謝を申し上げたいというふうに思います。

そして、初当選の1期目から目標は変わっておりません。将来の子どもたちに誇れる高森まちづくりを目指すというところが、大きなところでございます。1期目の政策集は「新しい高森町へ」のスローガンを掲げ、2期目にはそのスピードをさ

らに加速すると。そして今回3期目は、加速を続行して集大成としての新しいステージを目指す政策に取り組んでいく所存でございます。

そして御報告になりますが、今回の当選後に阿蘇市町村会長、また加えまして阿蘇郡町村会会長、熊本県町村会役員という大役をお申し付けられることになりました。それに伴い、多くの要職に就くことにもなりまして、町政とあわせて公務も多くなりますが、議員の皆さまには引き続き御指導・御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

そして大事なことは、人口減少社会に向けての対応というところでございます。例えば昨年度、町で生まれた子どもさんは27名と。一方、お亡くなりになられた方が128名。転出転入の方を除く自然現象減は100人を超えております。この数字は益々増加するものであるというふうに考えられております。特に団塊の世代と呼ばれる、昭和22年から昭和24年に生まれた方々だと思っておりますが、そちらの団塊の世代の方が日本の国の人口の分布の中で、最も多い層になるわけです。この方たちも3年後には後期高齢者と呼ばれる世代を迎えられるわけでございます。一方で人口100年時代、医療が発達しているとは言うものの、日本全体、当町も含めまして人口が激変していく時代が、確実に到来してくるというふうに考えております。特に懸念されている都市部への集中、これは間違いございません。そして人口が少ない当町のような過疎の町は、これまでのように税収を得ることがかなり難しくなるのではないかと、財政的に厳しくなってくると。そういう中で、今まで行政が行っていた対処法だけでは、どうにもならないと。やはり知恵を絞りながら、コンパクトで集中型で将来性がある投資を計画して実行していかなければならないと思っております。

私自身、高森町の人口が5,000人台、税収が少なくなることを考えて、役場としてはコンパクトでありながら、職員を政策集団に育てること、そしてかつ住民側に立った分かりやすさということを最優先をしたいというふうに考えております。

政策集は大きな柱として、南阿蘇鉄道の都市圏への接続強化というところがございます。改選前の議会の前議員さんに、全員協議会も含めまして、3月もそうでございますが、一緒の方向性で協力してやっていくという報告をし承認を得ているところでございます。しっかりこの南阿蘇鉄道の復旧と創造的な復興を果たしていくような進め方を努めてまいりたいというふうに思っております。

二つ目の大きな柱にダブルネットワーク道路の実現をするための計画づくりだっ

たり、住民の意識情勢が必要だというふうに大きく私自身思っておるところでございます。よくよく議員の皆さまお考えになってください。国道265号線と国道325号線しか大きな大動脈はございません。つまり、大きく回るわけです。そして、なおかつ今計画されてるこの国道57号線の新しいルートによって、復旧や復興やその後のまちづくり、阿蘇全体のこの交流人口だったり産業だったり物流だったり大きく変わるのが、たぶんもうこの2年後ぐらいには訪れてくるのではないかなというふうに思っております。

南阿蘇地域はちょうど真ん中に位置をいたします。益城町のほうから、山都町のほうまで高速道路。そして一方では、中九州横断道路を私たちも一生懸命提案いたして、今陳情をお願いしているところでございますが、やっぱり大きく外側になるわけでございます。将来、この道路の大きな幹線道路が繋いでないとまちづくりはできませんし、その自治体は非常に厳しい時代を迎えることとなります。やはり、今後の国の方向性を見定めまして大きなショートカットの道路であったり、もしくは利便性が非常に高まる道路を計画をまず作っておかなければどうにもならないということと、それが必要なんだというところをしっかりと掲げていかなければなりませんし、それを今回選挙で掲げさせていただきます。

昔で言うと、日ノ尾峠という言葉がございましたが、峠を越えるわけではございませんし、そもそも町や市町村でできる事業でもございません。これは国のほうと県のほうと調整というのが、これから数年、そしていろんなクリアをしなければいけないところがたくさんあると思いますので、しっかりその計画づくりの基礎の部分だけは作ってまいりたいというふうに考えております。

また3つ目の大きな柱として、エンタメ業界との連携推進というのを掲げております。今後人口が減る中で、今回外国人の迎え入れる法律に関しましても、過疎自治体だったり地方は厳しいのではないかと声が出ているのも事実でございます。そういう中で、目標・目的を持ったなるべく若い世代が、当町、高森町に外国人の方だったら来ていただけるような環境をしっかりと作って、その方たちはやはりマンパワー、働く人材としても育てていっていただけるのではないかとというふうに考えているところでございます。

そして特に、今後、今国がそういう中で、市町村圏域構想というのを掲げております。議員の皆さまも今後いろんな形でそこに携わっていかれると思いますので、どうか議員の皆さまの御意見も賜りたいというふうに思っておりますが、やはりどうしても実際のこの圏域構想に関しまして、全国町村会であったり市長会であった

りが、なかなか物が言えないところというところは、実際人口が極端に減っている自治体が多いというところがございますので、しかしながらそういう中で、やはり高森町といたしましては、議会の皆さまとお話をしながら御意見をまとめさせていただければというふうに思っております。

また、これまでの2期8年は、私自身は全力でやってまいりました。過去にできてなかった事業だったり、過去にできてなかったことをやってきたという自負心は自分ではございます。その先ほど申し上げましたように、集大成として本格的な人口減少を迎える高森町を維持運営していくためには、この計画づくりを進めまして、そして私がこの30年間で培ってきた県や国との人脈、またいろんな手法をフルに発揮して、そしてやっておかなければいけないことは、それを次の世代に繋いでおかなければいけない、またバトンタッチができる基礎を作っておかなければいけない、このことが大変重要であるというふうに考えております。

高森町政を預かる政治家としての立場で申し上げるならば、残された4年間をかけて国や与党へ直言、つまり物が言える人材づくり、つまり次の世代の政治家であったり、民間の経営者であったり、そういう志を持たれる方をやはり今後作っていく土壌を皆さんと一緒に作ってまいりたいというふうに思っております。

まちづくりは人づくり、人づくりはまちづくりと申し上げて町政を担わせていただいております。まちづくりの多くのリーダーになられる人材を育てていくべきというふうに考えておりますので、今後も御指導のほどをよろしくお願い申し上げますというふうに思います。

また、町議会におかれましては、4月の統一地方選によって新たな顔ぶれを迎えられ新体制をスタートされたところでございます。議員の皆さま方におかれましては、私が取り組んでいく各種施策の推進に御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、町が抱える様々な課題に対して、これまで以上に積極的な意見、そして建設的な提案をいただけますことをお願い申し上げますというふうに思います。

さて、今定例会に提案いたします案件は同意・報告がそれぞれ1件、高森町いじめ問題対策協議会等条例の制定などの条例案件を初め、3期目の政策実現に向けての補正予算(案)など議案13件、計15件でございます。これらの議案についてよろしく御審議をいただき、御決定賜りますようお願い申し上げます、所信の表明と御挨拶と代えさせていただきます。

時間を取っていただきまして、誠にありがとうございました。

○議長（後藤三治君） ありがとうございます。

定足数に達しておりますので、令和元年第2回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程のとおり行います。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤三治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番 後藤清治君、4番 牛嶋津世志君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（後藤三治君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

会期の決定については、6月14日に開催されました議会運営委員会において、6月20日から6月28日までの9日間と決定しておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月28日までの9日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤三治君） 日程第3、諸般の報告を議題とします。

3月の定例会後に行われた諸般の報告を、委員長及び監査委員からお願いします。

まず、議員の派遣等について議長が報告します。

本年は、統一地方選挙の年であり、町長・町議会議員の選挙が、4月21日に行われ、草村町長と10名の議員が誕生しました。今後4年間、公約を達成できるよう日々研鑽に努め、町民の負託に応えてまいります。

5月8日、臨時議会が開催され、新たな議会組織が決まりました。私を初め、各議員は役職にまい進してまいります。

5月14日、阿蘇市町村議長会総会が開催され、議長が出席しました。総会で役員改選が行われ、阿蘇町村議長会会長に、南小国町の平野議長を選出いたしました。

た。

5月28日・29日の2日間、全国正副議長研修会及び熊本県選出国會議員への要望活動が東京で行われました。

5月31日、議員へ主な政策について研修があり、政策推進課・教育委員会から説明を受けました。その後、全員協議会を開催し、今後の取組確認を行いました。

6月4日、熊本県町村議長会の研修会及び総会が行われました。役員改選があり、上益城郡益城町の稲田議長が会長に選出されました。

以上で、議員派遣等の報告といたします。

次に、産業厚生常任委員会及び、阿蘇広域行政事務組合からの報告を、続けてお願いいたします。10番 佐伯金也君。

○産業厚生常任委員長兼阿蘇広域行政事務組合議會議員（佐伯金也君） おはようございます。今、指名されました産業厚生常任委員会の委員長をしております、10番の佐伯金也でございます。それと併せまして、阿蘇広域行政事務組合の議員も仰せつかっております関係で、両、阿蘇広域行政事務組合の報告、また閉会中の産業厚生常任委員会の諸般の報告をさせていただきたいと思っております。

まず、阿蘇広域行政事務組合議会報告をさせていただきます。

阿蘇広域行政事務組合議会には、当高森町からは、私、佐伯金也と本田生一議員、それに津留智幸議員が参加をいたしました。阿蘇広域行政事務組合も阿蘇市を初め、1市6町村で構成する事務組合でございます。

業務内容につきましては、主に消防事業、皆さん方が一番生活に関連のある消防事業であり、また介護認定業務、それにし尿・ごみ処理等の環境衛生事業、そして霊照苑や斎場、火葬場などを運営する事業、それに湯の里荘、阿蘇みやま荘等の老人ホーム運営などを総括しております。概ね年間の予算は約45億円、そういうことで、阿蘇郡市は1市6町村でありますけれども、阿蘇広域行政事務組合も1自治体分の予算を動かしておるということでは大変重要な組合でございます。

そういうところで、各市町村から議員が派遣されまして、その議員数は23名おります。23名のうちに今回4月の統一地方選挙で、10名の広域の議員さんが交代をされました。

そういうわけで、まず6月3日に臨時の阿蘇広域行政事務組合臨時議会を開催をいたしまして、その場におきまして、議長に南阿蘇村の後藤征昭議員、副議長に南小国町の井上則臣議員、そして議会選出監査委員に五嶋義行阿蘇市議會議員を選出をし、その他、承認及び議案等を全会一致で可決をして終わったわけでございます。

す。

今後、定例議会等も行われますけれども、皆さん方の生活に一番関連することを全体的に総括して議論する場がございますので、皆さん方のいろいろな助言等をよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それと、産業厚生常任委員会の議会中の諸般の報告をさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、4月に改選があり、5月の臨時議会において新しい委員会が立ち上げられました。今までは、高森町の議会は、総務常任委員会、それに文教厚生常任委員会、それに建設経済常任委員会と3常任委員会でありましたけれども、今回からは二つの常任委員会、総務常任委員会と教育委員会を所管する総務文教常任委員会。それに私のおります建設経済常任委員会と、以前の厚生でございます健康推進課、それに住民福祉課を所管する産業厚生常任委員会が誕生いたしました。主に5名の委員さんで委員会を開催をしてみたいと思いますけれども、6月17日、第3・4委員会で午前10時から、6月の議会に向かいましてそれぞれの勉強会ということで、午前中に住民福祉課、それに健康推進課、午後から建設課、農林政策課、それぞれの課長以下、担当の係長、課長補佐、審議員等にも参加をいただきまして、それぞれのお持ちの係の職務、役務についての御説明、また6月の議会に提案をされている議案について重要な案件の事前説明、それと平成31年度、令和元年度高森町の予算の中に含まれておる重要な案件についての説明等を受け、また質疑等も受けながら産業厚生常任委員会とは何ぞやという勉強会をしたわけでございます。

大変皆さん方、有意義に議論をされて、この6月議会に臨んでおられることだと思いますので、どうぞこの6月の議会、皆さん方、執行部の皆さん方も楽しんでいただきたいと思います。

以上、報告を終わります。

○議長（後藤三治君） 次に、監査委員。7番 立山広滋君。

○監査委員（立山広滋君） おはようございます。7番 立山です。

5月8日の臨時議会におきまして、監査委員に選出されました。適切な公金支出事務が行われ、町民の期待を裏切ることがないように努めてまいりますので、皆さまの御協力と御指導をお願いいたします。

閉会中の監査委員としての諸般の報告をいたします。

5月21日、第28回阿蘇郡監査委員連絡協議会定期総会が本庁舎で行われ、古庄代表監査委員が会長に再選されました。また、研修会も行われ、監査基準の策定

に向けた研修を受けました。

5月22日、古庄代表監査委員とともに例月出納検査を行い、平成30年度、平成31年度4月分の収支状況を調書に基づき確認いたしました。

6月18日、例月出納検査を行い、平成30年度、令和元年度5月分の収支状況を調書に基づき確認いたしました。

特段の指摘事項はありませんでしたので、今後とも職員におかれまして適切な支払いに努めていただきたいと思います。

以上で、監査委員からの諸般の報告を終わります。

○議長（後藤三治君） 以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 同意第5号 高森町固定資産評価委員の選任について

○議長（後藤三治君） 日程第4、同意第5号、高森町固定資産評価委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第5号で御提案いたします、高森町固定資産評価委員の選任についての、提案理由の説明を申し上げます。

今回の選任は、4月1日付の人事異動に伴い、新たに税務課長となりました丸山雄平氏を高森町固定資産評価委員に選任するものです。

地方税法第404条第2項の規定により、固定資産評価委員は固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て選任することとされているため、提案するものでございます。

御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号、高森町固定資産評価委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第5 報告第1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

○議長（後藤三治君） 日程第5、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） 報告第1号で御提案いたしました、平成30年度高森町繰越明許費に係る繰越計算書の報告について、提案理由の説明をいたします。

平成30年度高森町一般会計予算の繰越明許費は、別紙平成30年度繰越明許費繰越計算書のとおりとなっております。平成31年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

繰り越しました内容につきましては、平成30年度補正予算（第5号）及び（第6号）で報告している事業でありまして、町道整備事業等の15事業であり、総額につきましては7億9,801万4,000円であります。各事業とも早期の完了を図ってまいりたいと思います。

以上、報告といたします。

○議長（後藤三治君） 報告が終わりましたが、質疑があれば質疑を許可します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを終了します。

-----○-----

日程第6 議案第33号 高森町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（後藤三治君） 日程第6、議案第33号、高森町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 田上浩尚君。

○政策推進課長（田上浩尚君） おはようございます。

議案第33号で御提案いたしました、高森町過疎地域自立促進計画の変更につきまして、提案理由を説明申し上げます。

今回の変更計画は、高森町立小学校、中学校、義務教育学校の空調整備工事及び

南阿蘇鉄道高森駅周辺整備実施設計並びに同工事におきまして過疎債の借入等を行うためのものがございます。

この整備計画の変更に伴いまして、必要な財源の確保に関するものであります過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定において準用する第6条第1項の規定に基づきまして御提案申し上げるところでございます。

なお、この法律に基づく事業につきましては、過疎債の借り入れが可能となりますとともに、元利償還金等の70%が地方交付税の基準財政需要額に算入されることから、町財政にとりましても有利なものになります。

また、今回提案の条件となります、熊本県との整備計画の変更協議につきましては、平成31年3月28日付で終了しております。

以上、今回提案しております内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第34号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

日程第8 議案第35号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（後藤三治君） 日程第7、議案第34号、辺地に係る公共的施設の整備計画について及び日程第8、議案第35号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、関連がありますので一括して議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 田上浩尚君。

○政策推進課長（田上浩尚君） おはようございます。

議案第34号、議案第35号で提案いたしました、永野原辺地及び野尻辺地に係る公共的施設の整備計画につきまして、同内容等でございますので併せて御説明申し上げます。

今回の整備計画は、永野原辺地及び野尻辺地におきまして令和元年度の補正予算（第2号）で計上しております横山第2地区用水路整備事業及び令和元年度から令和3年度に予定しております河地地区用水路整備事業による辺地債借入等を行うためのものでございます。

この整備計画は、事業実施に伴い必要な財源の確保に関するものでありまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定に基づき、御提案申し上げるところでございます。

なお、この法律に基づく事業につきましては、辺地債の借り入れが可能となりますとともに、元利償還金の80%が地方交付税の基準財政需要額に参入されることになりまして、町財政にとりまして有利なものとなります。

また、今回提案の条件となっております熊本県との整備計画の協議につきましては、令和元年6月7日付で終了しております。

以上、今回提案しております内容について説明申し上げましたが、御審議いただきまして、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号及び議案第35号は、総務文教常任委員会に付託することに。

質問を受けたいと思います。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。

私も最初、産業厚生常任委員会のほうに付託されるものだと思って、質問を控えておりましたけれども、総務常任委員会のほうに付託されるということで、あえて質問させていただきます。

この永野原辺地と野尻辺地についてですけれども、これはすべて農業施設の整備計画でございますが、永野原辺地について説明の中に水田及び飼料作物と書いてございます。飼料作物については、あんまり用水は使用することは無いと思うんです

が、水田ですとこれが大変重要な問題となつてまいりますので、この水田面積を教えてくださいたいと思います。

それと、野尻辺地につきましても、同じように農地面積がどれだけあるのかということをお願いしたい。その作付の品目を教えてくださいたい、現在の品目を教えてくださいたいと思います。

○議長（後藤三治君） 農林政策課長 荒牧久君。

○農林政策課長（荒牧 久君） おはようございます。10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。

水田面積ということですが、まず横山第2地区の受益面積につきましては、45.7ヘクタール。それから、河地地区につきましては、水田面積5.2ヘクタールでございます。

以上でございます。

○議長（後藤三治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

先ほど、総務文教常任委員会に付託と申し上げましたが、訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 総務課長。

○総務課長（沼田勝之君） 計画自体は、総務文教常任委員会ですので、付託は総務文教常任委員会付託で。詳細については、産業厚生常任委員会。

○議長（後藤三治君） 申し訳ございません。不手際がありました。

失礼しました。質疑はないようでございますので、お諮りします。先ほど言いました産業厚生常任委員会は再度訂正させていただきます。本案は総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号及び議案第35号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第36号 町道の路線認定について

○議長（後藤三治君） 日程第9、議案第36号、町道の路線認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 東幸祐君。

○建設課長（東 幸祐君） おはようございます。

議案第36号で提案いたしました、町道の路線の認定について、御説明申し上げます。

対象路線は、（仮称）西原・前原線の復旧復興防災道路でございます。本道路につきましても、防災機能を備えた道路として、社会資本整備総合交付金及び過疎債の交付を受けて整備をしているところでございます。

今回、路線名を西原・日ノ尾峠線とし、別紙の図面に示しておりますように、起点を色見環状線上の大字上色見字西原768番1地先とし、終点を鍋の平キャンプ場へ続く、大字上色見字根子岳3番1地先とするものです。

総延長は、2,335.6メートルでございます。

本道路は生活道路としてはもちろんであります、危機管理道路としての機能も備えた重要な道路でありますので、町道として認定するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第37号 熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（後藤三治君） 日程第10、議案第37号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） 議案第37号で御提案いたしました、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

熊本県市町村総合事務組合の構成団体である合志市が、熊本県市町村総合事務組合同規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和元年8月31日をもって脱退することに伴い、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により御提案申し上げるものでございます。

御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第38号 高森町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

○議長（後藤三治君） 日程第11、議案第38号、高森町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 馬原恵介君。

○教育委員会事務局長（馬原恵介君） おはようございます。

議案第38号で提案いたしました、高森町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定につきまして、提案理由を説明申し上げます。

この条例制定の目的及び理由といたしまして、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、いじめの防止等のための対策等を定めることを目的として、いじめ防止対策法が平成25年に制定されました。そのことに伴い、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を推進するための組織の設置に関し、必要な事項を条例で制定する必要があるもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

なお、本町におきましては、法制定後は町のいじめ防止基本方針により対応してまいりましたが、近隣市町村の状況を鑑み、今回の提案に至ったものであります。

この条例案につきまして、第1条は先ほど説明いたしました内容の趣旨が、第2条は対策連絡協議会について、第3条は対策委員会について、また第4条は再調査委員会についての内容となっております。

なお、条例にも明記しておりますが、必要な事項につきましては規則等で定めることとしております。

以上、条例制定内容を御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

いじめ問題につきましては、これはもう全国的な問題であります。どこからがいじめでどれがいじめかというの、なかなかこれは認定しづらいものがありますけれども、これはもう子どもの世界、または大人な世界でも必ずどこかで起きているというふうに考えておかなければならないものだと思って、必要な協議会の設置のための条例であるというふうに私は思っておりますが、教育委員会のほうからの提案でございますから、概ねこれは学校教育の現場においてということでは捉えて言いますが、連絡協議会の委員は20人以内をもって組織するという中で、委員は関係行政機関の職員及び関係団体を代表する者のうちから町長が委嘱し、または任命するとなっております。関係行政機関、関係団体と言っても、なかなか学校の現場の中でのこと、また子どもの価値観と大人の価値観というのも違ってまいりますし、なかなかそれを把握するのは難しいと思うんですが、ただやっぱりその中に年齢制限等も書いてございません。何歳から以上の人たちとか、何歳までの方を委員に委

嘱するというのも書いてございませんから、そういう中で委員にただ、これは第3条の第4項に教育・医療・心理・福祉等について専門的な知識及び経験を有する者ということにもなっておりますので、非常に微妙なところだと思うんですが、私はやっぱり子どもの問題は子どもにもやっぱり解決させるということも必要になってくると思います。そうなってくると、この連絡協議会の委員20人以内の中に、各学校にある生徒会の代表、子どもたちを何名か入れて、大人と一緒にそういう話し合いをするということも僕はいいことではないかなと思うんですが、今までは、こういう問題はすべて大人が話し合いをしておりましたけれども、この対応について当事者である子どもたち、生徒会の代表、そういう子たちも、私は入ってよろしいんじゃないかなと思いますが、その辺についていかがお考えであるかということ、これは教育長のほうが一番早いと思うんですが、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（後藤三治君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 御提案をいただきまして、ありがとうございます。

今、10番議員のほうからお話がありましたように、やはり子どもたちが中心になってこの問題について、関わっていくということはとても大切なことだというふうに考えています。

学校におきましては、いじめ根絶ということで、6月はいじめ根絶月間。そして、例えば中央小学校では、6月に命を大切に学ぶとかいうところ等々、そして、学校の中で子どもたち、生徒会、児童会等を中心としながら、子どもたちが元気に学校生活を送れるように取り組んでおります。ですから、おっしゃったように、ここは一番基準だと思っております。

今回のこの条例につきましては、国が平成25年にいじめ防止対策推進法というのが出来まして、その中で地方公共団体が実施すべきことということで、2点示されております。それは、いじめ基本方針の策定、これはすぐに教育委員会として方針を策定し、今ホームページにも上げておまして、これを受けて各学校が学校の基本方針を策定しているところでございます。そして、もう1点が組織の設置等ということで、今回の提案はこの組織の設定というところでの提案でございまして、今後規則で検討していきますので、今議員のほうで指摘されていただきましたことも一つ踏まえながら、この委員等をどうするかということは検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほど話されました、いじめというのがなかなか、どれがいじめでど

れがいじめでないかということがなかなか分かりづらくて、今までもいろんなところで協議されていましたが、文部科学省のほうは現在のいじめの定義ははっきり示してあります。以前は、自分より弱い者に一方的に継続的に深刻なところで、いじめを認定をしておりましたが、現在ではパソコンや携帯電話の中傷等、悪口等々もいじめに入りまして、現在の定義としては、児童・生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している者、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行うもの等を含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと。何かものすごく分かりづらいことですが、現在の認定の基準はいじめにあたるかどうかというのは、形式的・表面的なものではなくて、いじめられた児童・生徒の立場に立つということですので、例えば、今日誰々ちゃんが私に悪口を言ったと、でも私は嫌だったと。これもいじめの数として現在捉えています。したがって、全国的にいじめの件数が報道されますがものすごい多い件数が上がってきていますが、そのいじめの捉え方というものが、いわゆる受けた子どもの気持ちというところを中心しておりますので、多くなってきています。ですから、全国的な傾向としては小学校の低学年の数が、とても最近増えてきているということですので。

町内におきましては、昨年度のいじめの認知件数というのは小学校が3件、中学校が6件で、計9件ということで上がっておりますけれども、一番大事なことはその後、継続的にいじめの状況を把握しながら、それが解決したかどうかということが、今一番大事になってきていますので、その部分について先ほど申しました今度の条例等で設置します組織等によって、それが解決していない部分とか、そういうところをどうするかということで、再検討したりとかいうような組織を整備していくということが必須でございますので、先ほどの御意見を踏まえながら、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤三治君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。

今、教育長が言われたとおり、いじめの認定というのは大変難しいものがございます。受ける側がいじめと取ればいじめなんでしょうけれども、なかなかそれを周りの人たちが見てて、あれがいじめだったというふうに認定できるかできないかというのは、非常に難しい問題があると思っております。その中において、今回対策連絡協

議会等ができるということに対しては、大変抑止としていいことではないかなというふうに歓迎はいたします。

しかしながら、やはり子どもの気持ちは子どもというものがありますので、何度も申し上げますけれども、やはり大人だけでこの機関を回していくんじゃなくて、できればやっぱり子どもも一緒に参加をするということで、学校にある生徒会なり児童会なりの、やはり1人では参加してもなかなか喋ることが不可能でしょうから、2、3名の生徒、子ども、児童たちが、その会に参加して一緒に意見を述べたり、気持ちを述べるという機会が私はあってもいいんじゃないかなというふうに思っております。

ですから、恐らくどこの自治体もこういうふうに連絡協議会等を作られると思うんですが、学校の先生OBであったり、お医者さんで学校医の先生の代表者の方であったり、民生児童委員であったりということで、なかなか学校の現場とは少し離れてる方たちが、テレビの情報等を見ながら、それで入ってこられることが多いと思います。しかしながら、やっぱり即戦として私たちが的確に的を得るためには、その現場にいる子たちも一緒に議論をしていくということが、私は一番大切じゃないかなと、そのように思います。

そういうことが、どんどんそういうふうな大人との協議をする場に子どもたちが、児童たちが、生徒たちが入ってくることが、私たち議会にとっても若い人たちが政治に関心を持つ、いろんな行政の関係者の人たちと話すことによって政治に関心を持つということで、将来的にも私たちは期待をしまいたいと、そういう子どもたちには思っておりますので、ぜひとも検討される際においては生徒会・児童会の参加等についても御配慮をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（後藤三治君） ほかに質疑はありませんか。1番 後藤巖君。

○1番（後藤 巖君） 1番 後藤です。運用について、ちょっとお尋ねしたいかと思っております。

確かにいじめの問題というのは、これからも大事な問題かとは思いますが、そして、いじめ問題対策連絡協議会、これが立ち上がるということは、やはりいじめに対する抑止力というものにもつながっていかうかなとは思っています。

その中で、この連絡協議会が実際に活動しているという部分について、この協議会自体の開催というのが、例えば2カ月に1回行われるものか、1カ月に1回行われるものか、何か問題提議があったときに行われるものか、そういう形の運用の方

法というのはお考えがあるのかなというところで質問しました。

以上です。

○議長（後藤三治君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 今回の条例の制定には、いじめ問題対策連絡協議会というのと、いじめ問題対策連委員会というのと、それから再調査委員会という3つがございまして、先ほど申しましたように詳細についてはこれからの検討でございますが、10番議員さんから指摘いただきましたこと等々については、いわゆるいじめ問題対策連絡協議会ということ幅広く参加していただき、高森町からいじめがないようにというところ等については、活かしていくことが必要かなと思っておりますし、ところがこの再調査委員会等々については、今いろんなマスコミ等でいろいろ問題点が起きて、そしてそれが教育委員会なり執行部なりに訴えられて、そこでまた第三者委員会とかいうところ等々が行っていますので、その問題につきましてはいろんな事案等の深刻な事案が出た時には、そちらのほうに中心が移っていくのではないかなと思っております。

したがいまして、この第1番目のいじめ問題対策連絡協議会については、先ほど申しましたように、やっぱり子どもたちも含めて広く参加できないかということを検討し、そして開催につきましてはまだこれから検討するべきところでございますが、大体学校としては6月とそれから10月ですかね、2回ぐらい、いじめ強化月間を設けていますので、そういうところあたりと連携しながら町全体で子どもたちも加わって検討していく、話し合いができるような体制になっていけばいいのかなということで、今考えております。

それから先ほど申しましたが、いじめが継続しているかどうかということが一番大事ということで申し上げましたが、高森町におきましては平成26年からの認知検出、それから継続指導中というところで統計をとっておりますが、平成26年からこの方、この指導が継続中ということとはございませんで、学校それから保護者等の話し合いの中で解決しているということを申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（後藤三治君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。暫時休憩したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） ただいま午前11時4分ですので、午前11時15分から再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（後藤三治君） 休憩前に引き続き会議を行います。

-----○-----

日程第12 議案第39号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（後藤三治君） 日程第12、議案第39号、高森町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 丸山雄平君。

○税務課長（丸山雄平君） おはようございます。

議案第39号で提案いたしました、高森町国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正は、高森町健康保険税条例第24条第2、1項中、2号を3号とし、1号の次に、次の1号「国民健康保険税法第59条各号に該当するもの」を加えるものでございます。

以上、改正についての御説明を申し上げましたが、御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

失礼いたしました。高森町のほうの条例が保険税法でございまして、国民健康保険法になります、国のほうの法律のほうでは、国民健康保険法でございまして、失礼いたしました。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

国民健康保険税というのは、もう加入者の皆さんたちからすると大変苦しいもの

がございます。翌年課税でもう大変苦勞をしておりますが、滞納の無いように私たちも努力して払っておるわけなんです、この中で減免をするということでございますけれども、国民健康保険法第59条各号に該当する者ということでございますが、第59条の各号というのは、第59条の中身を教えてくださいと思います。

○議長（後藤三治君） 税務課長 丸山雄平君。

○税務課長（丸山雄平君） 10番 佐伯議員さんのご質問にお答えいたします。

各号につきましては、内容についてまず御説明申し上げます。第59条にあたる場所は、被保険者または被保険者であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その期間に係る療養の給付または入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問介護療養費、特別療養費もしくは移送費の支給は行わないとなっております、その該当する者が1号で少年院、その他これに準ずる施設に收容されたとき、2号は刑事施設、労役場、その他これに準ずる施設に拘禁されたときとなっております。

以上です。

○議長（後藤三治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号、高森町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号、高森町国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第40号 高森町介護保険条例の一部改正について

○議長（後藤三治君） 日程第13、議案第40号、高森町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 野中裕美子さん。

○健康推進課長（野中裕美子さん） おはようございます。

議案第40号で提案いたしました、高森町介護保険条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

介護保険法施行令の一部改正に伴い、本年4月1日より施行されたことから、高森町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、令和元年10月からの消費税率10%への引き上げに伴い、低所得者第1段階から第3段階に対する保険料低減強化が図られるものでございます。

保険料軽減につきましては、所得段階が第1段階の者については、平成27年4月から既に一部実施されておりましたが、今回令和2年度までにさらに軽減強化が段階的に図られるものでございます。

各保険料低所得者、所得段階の保険料率に基づき第1段階は3万9,420円を3万2,850円に、第2段階は6万5,700円を5万4,750円に、第3段階は6万5,700円を6万3,510円に改めるものでございます。

その他詳細につきましては、記載されているとおりでございます。

以上、今回の改正について、その概要を御説明しましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号、高森町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号、高森町介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 4 議案第 4 1 号 高森町奨学金貸付条例の一部改正について

○議長（後藤三治君） 日程第 1 4、議案第 4 1 号、高森町奨学金貸付条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 馬原恵介君。

○教育委員会事務局長（馬原恵介君） 議案第 4 1 号で提案いたしました、高森町奨学金貸付条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、高森町議会委員会条例の一部が改正されたことに伴い、また奨学金の申請に対し選考委員会の開催を速やかに行うことができるように条例の一部を改正するもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

新旧対照表のほうをご覧いただきたいと思います。第 4 条中、文教厚生常任委員長を総務文教常任委員長に改め、また同委員長を含む 6 名の委員の構成のうち、選任された者での選考委員会の開催を可能とするものでございます。

以上、改正内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 4 1 号、高森町奨学金貸付条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 1 号、高森町奨学金貸付条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 5 議案第 4 2 号 令和元年度高森町一般会計補正予算について

○議長（後藤三治君） 日程第 1 5、議案第 4 2 号、令和元年度高森町一般会計補正予

算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第42号で御提案いたしました、令和元年度高森町一般会計補正予算（第2号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億4,211万5,000円を追加し、予算の総額を49億6,201万6,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。

繰越明許費について御説明を申し上げます。南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発実施設計委託料に係る経費を計上いたしました。こちらにつきましては、後ほど歳出の際に概要書を用いて御説明いたしますが、1,571万7,000円を翌年度に繰り越す予定としております。

続きまして、6ページをお開きください。

地方債補正について御説明いたします。こちらにつきましては、今年度、起債を活用して実施する事業のうち、当初予算に計上していない分につきましては、今回追加をさせていただきました。また、道路整備事業のうち、過疎債を活用して実施する事業について、当初予算に計上した分から変更がありましたので、今回限度額を変更させていただいております。

続きまして、10ページをお開きください。

歳入について、主なものを御説明いたします。第15款第2項国庫補助金につきましては、今回歳出に計上しております各種補助金の財源となる国の補助分をそれぞれ計上させていただきました。当初予算とあわせまして、現時点で総額1億2,766万円の国庫補助を予定しております。

11ページをご覧ください。

第16款第2項県の補助金につきましては、各種補助事業に係る県の補助分をそれぞれ計上させていただきました。これも当初予算とあわせまして現時点で総額2億6,094万1,000円の県補助を予定いたしております。

続きまして、12ページをお開きください。

第19款繰入金につきましては、財政調整基金を1億281万円増額いたしました。また、歳出で御説明をいたしますが、今回ふるさと納税と復興基金を活用して実施する事業を予定しておりますので、その財源分となる金額をそれぞれ計上をいたしております。

13ページをご覧ください。

第22款町債の内容につきましては、先ほど地方債補正で御説明したとおりでございます。なお、今年度の地方債補正借入総額は現時点で6億6,370万円を予定いたしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

歳出につきましては、カラープリントで配付いたしております、こちらの補正予算概要書に沿って、いくつかの主要事業のみ御説明を申し上げます。概要書の右上にページ番号を記載しておりますので、そちらを見ながら御確認をしていただければと思っております。

まず、番号10ページ、10番をお開きください。

1番から12番まで、12番の予算の説明までは全部熊本県の国の補助も含めて補助事業になっておりますが、その10番でございます。これは横山第2地区、河地地区の用水路整備事業についての御説明を申し上げます。こちらにつきましては、大字草部の横山地区及び大字野尻の河地地区において、地区内の農業の安定的な経営に取り組むため、漏水が顕著な用水路の整備を実施するものでございます。事業費総額2,750万円となっておりますが、これは補助事業を活用いたしまして、またその補助事業の残りには辺地債を使うということで、町の負担は183万円となる見込みでございます。

13ページをお開きください。

南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発実施設計について御説明を申し上げます。こちらにつきましては、昨年度作成いたしました南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発ランドデザインの詳細設計に着手するものでありまして、事業費4,715万円を計上いたしました。今年度から12カ月をかけて設計を実施する予定であり、過疎債を使用する予定でございます。これにより、今年度設計に係る町の実質的な負担は、1,418万円となる見込みでございます。

続きまして18ページ、番号18番をお開きください。

TPCたかもりポイントチャンネル編集用パソコン購入というふうにタイトルをうたっております。こちらにつきましては、たかもりポイントチャンネルを通した行政情報、また地域情報の発信をさらに加速するために、各課・局に編集用の専用のデスクトップパソコンを設置するものでございます。これは私も掲げております、分かりやすさ、笑顔あふれる発信に徹した情報発信サービスをさらに充実をさせていくためのものでございます。パソコンの購入とWi-Fiの環境整備、あわせて405万4,000円を計上いたしました。なお、大事なことはたかもりポイ

ントチャンネルに係る経費は50%が特別交付税で措置をされますので、デスクトップパソコンを購入と同時に、この議場等も含めましたWi-Fiのインターネット環境を整備することが可能になるというふうに考えております。

続きまして19ページ、番号19番をご覧ください。

南阿蘇鉄道新駅整備基本設計について御説明を申し上げます。こちらにつきましては、国や県そして沿線町村、また住民の代表者の方、民間事業者の代表者の皆さまが入りまして協議をしている南阿蘇鉄道沿線地域公共交通活性化協議会において策定された公共交通網形成計画の中で明記されている高森町の新駅設置に係る基本設計を実施するための699万6,000円を計上いたしました。昨年度、議会の決議をいただきまして実施いたしました新駅整備に係る効果検討を踏まえ、今年度基本設計を実施するものでございますが、基本設計は起債の対象となりません。つまりどこの自治体も単独の持ち出しでやっているわけでございます。しかしながら、熊本地震復興基金のうち、創意工夫分として高森町に約3,300万円が配付をされました。その中で、全額を充当が可能ということで予定をいたしております。

続きまして26ページ、27ページをご覧ください。

こちらにつきましては、26ページ、27ページのほうに括弧書きで（国土強靱化地域計画）と記しております。つまり26ページも27ページも、国土強靱化の市町村版計画に大変寄与する計画でございます。まず一つ目の26番、高森町道路事業整備計画について御説明を申し上げます。国道265号線につきましては、熊本地震のときもそうでございますが、この落石や大雨の時の出水、また一部が脆弱な道路構造になっており、老朽化が著しいというところで、救急医療や観光、農業面の各分野に影響し、将来的には物流をメインとする地域づくりの面においても、かなりこれは阻害要因になっているのが現状ではないかと考えております。併せまして、冒頭の所信表明で申し上げました現在計画されている中九州横断道路、大分から熊本市までや、北回り新ルート、大津町から阿蘇市までの国道57号線が実現した場合、交通量の激変・激減に伴う観光客の激少、さらに問題が多岐に渡るものがあるのではないかとというふうに考えております。ですので、地域の現状や熊本地震時の状況を精査し、優先的な整備が必要なルートの選定を行うために700万円を計上させていただきました。今年度中に計画を策定し、次年度以降、事業化に向けた協議等の手続きを着手する予定となっております。また、できればですが、国土強靱化の計画の中に、しっかりそこが整合性をもってリンクできる形になるのが

ベストかというふうに考えておるところでございます。

続きまして27ページ、27番の高森町管内道路網再編計画について御説明を申し上げます。これは高度成長以降に当町で整備された道路や橋りょうについて、建設後50年以上経過する道路の割合が加速的に高まってきております。つまり、その維持管理や更新、新たに改修する経費は、これは多大なものになってくるのが予想がなされております。この現状を踏まえ、現在町が構想している路線や高森町総合計画を基に、道路の位置づけや必要性を再整理し、見直しが必要な路線の候補や区間の抽出、交通量調査等々を経て決定を行うため700万円を計上いたしました。来年度計画を策定し、令和3年度以降に路線についての廃止・変更の手續きに着手をしたいというふうに考えております。

また、いろんなマスコミ等で議員の皆さまも御承知かとは思いますが、国土強靱化計画に基づく、この補助金の道路整備事業だったり防災事業が、この3年間限定で現在スタートしたわけでございます。これに対する延長を行わなければいけないということで、現在いろんな多方面から、阿蘇郡市も含めましてこの要望を行っているところでございます。つまり、この3年間の時限立法ではなくて、3年間のこの数兆円の予算をもっと延長していただきたいというお願いをしているところでございます。同時に、国の指示の下、各都道府県が策定いたしました国土強靱化計画がございまして、それはかなり漠然とした防災計画も含めた国土強靱化計画です。これが今年度、市町村版を策定しなければならなくなりました。予想どおりでございます。つまり、括弧書きの国土強靱化地域計画とはそういうことでございます。

そして、これは今後考えなければいけない手法の一つでございますが、一方では社会整備交付金、社交金の事業は国には存在しているわけでございます。町が単独事業でやるのか、県道は県がやります。町の事業を国の交付金事業、補助金事業に乗せるのか、その取捨選択も今後はしっかりしていかなければいけません。そして、どの事業に充てるのか。つまり、国土強靱化地域市町村版計画が出来上がったあとには、選択肢として二つあるということだというふうに、私自身は考えております。社交金の事業で申請をするのか、国土強靱化事業で申請をするのか、これは重複が良いか悪いかというところではなくて、二つの選択肢ができたのではないかというふうに思っております。過去の国の手法だったり流れを見てみますと、二つ同じような事業があった場合には、後年度必ず一つの事業が縮小してきているのが、現実ではないかというふうに考えております。つまり、先にある社交金事業のこの縮小、国の全体の中での予算の縮小が図られ、国土強靱化計画のほうがメイン

になってくるのではないかというふうに予想も一方ではやっていかなければいけないし、どちらでも申請ができるような体制を取らなければいけない。そのためには、ただ単にその時にこの道路を地域の方が、住民の方が協力しますからやっってください、それだけでは一切できません。しっかり基本の計画を作って、その中に用地だったり、もしくはいろんなことをしっかり明記していかなければ、今後はまずその中に乗っていくことは不可能ではないかなというふうに私自身は考えております。

つまり、そこに議員さんのお力と御協力と、この見識、これが大変重要になってくるのではないかというふうに思っております。スタートだけであとは執行部に任せる、職員に任せるのではなくて、今後、この国土強靱化計画、社交金事業も含めまして、私といたしましては、提案があり次第、当然これは地域の代表の議員さんの提案ですので、最後まで私と一緒に国や県に幾度となく一緒に行っていただきたいし、当然その中には地元の調整だったりをしっかりと最後まで行っていただくということを切にお願いを申し上げたいというふうに思っております。なぜならば、そのことをやることによって、工期短縮もそうでございますが、やはり国からのこの補助金がたくさん取れる、国の補助事業に乗せることが可能になるのは、それ以外は方法が無いのではないかというふうに思っております。その基礎計画を二つ作らせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、29ページをお開きください。

これは、現在のふるさと応援寄附金の状況について御説明をいたします。昨年度も6,239万円の御寄附を全国からいただきました。ふるさと納税を活用して実施した事業費と返礼品、またその諸経費を含めまして1億97万1,000円を歳出するために基金から繰入れをいたしましたので、平成30年度末、昨年度末の基金残高3,499万3,000円となっております。

30ページには、今年度の当初及び今回の補正（第2号）も含めた、ふるさと納税を活用して実施予定の事業について一覧を作成をいたしました。このうち第2回くまもと国際マンガCAMPについて御説明を申し上げます。

32ページをお開きください。32番でございます。

昨年度に続き、くまもと国際マンガCAMP in 阿蘇高森を開催するための経費として1,458万8,000円を計上いたしました。事業内容については、概要書の記載どおりですが、昨年度に引き続き、熊本県の補助事業を活用する、ここに認定をしていただく予定です。その裏の、残りの556万5,000円をふるさと

援寄附金から充当予定です。

では、なぜこの事業だけが556万5,000円もふるさと応援寄附金から充当するのかというところを御説明をさせていただきます。分かりやすく申し上げますと、ふるさと応援寄附金をなされる国民の皆さまに、その使途、使う目的を、使う事業が限定されて、これに使ってくださいというような寄附者の意向を指定ができるわけでございます。つまり、エンタメ業界、漫画関連に関するこのまちづくり事業の人気の高さというのは、そこに数字として出ているのではないかというふうに考えております。そのほかのものには使うことができませんので、この556万5,000円は寄附をしていただいた方の意向に沿って、ここに全額を充てさせていただきますたいというふうに思っております。

以上、今回御提案しております補正予算についての、その概要を御説明をいたしました。御審議の上、御決定賜りますようお願いをいたしまして、説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番 津留智幸君。

○2番（津留智幸君） 2番 津留智幸でございます。よろしく申し上げます。

高森駅周辺再開発について質問いたします。詳細については、後日、委員会に付託されると思いますので、今日は委員会協議の前提として町長にお伺いいたします。

今回の高森駅周辺再開発は、設計・施工に係る費用が数億円に上り、一大プロジェクトですが、一般的にプロジェクト成功のポイントが二つあると言われております。第1点は、明確な目的、そして的確な目標値の設定。第2点は、その設定をステークホルダー、いわゆる利害関係者が全員が共有するということです。今回のプロジェクトの場合は、町、議会、住民、南鉄、そして利用されるお客様、この方々がステークホルダーになります。

そこで、町長に伺います。今後の南阿蘇鉄道の安定経営、そして高森駅周辺再開発における費用対効果が、今後1.0以上になるために、南阿蘇鉄道の乗客数を含めた高森駅周辺の集客数を、年間あたりどれぐらいで想定されているのか、それをお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（後藤三治君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） まず、2番 津留議員の御質問にお答えをさせていただきます。

す。

この高森駅再開発計画に関しましては、大前提といたしまして、前議会で承認を得ているということでございます。同時に、アートポリス構想、熊本県の、これに知事が認定をさせていただいているということでございます。ですので、今後、この駅周辺の再開発計画の目的、明確な目的というのは、アートポリス構想も含めた目的というところで紹介をさせていただいております。当然、南阿蘇鉄道沿線地域公共交通網形成計画とリンクしたこの駅前再開発計画になるというふうに考えております。

また、県のアートポリスプロジェクトによって、そのことによって南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発のまちづくりが、より多くの観光客の皆さまに選ばれる、それが大きな目的でございます。そういう中でこの安定経営、つまりB/Cのことかと思えますが、南阿蘇鉄道の乗客数に関しましては、例えばどういう経営体で行っていくのかというのが、今後協議されるわけでございます。なぜなら議員も御承知のように、新しい法人ができるわけでございまして、その法人の中に熊本県と高森町と南阿蘇村が入って新しい法人。そして、南阿蘇鉄道株式会社には、運行を委託するという形になるわけでございます。ですので、南阿蘇鉄道株式会社の今後の乗客のこの目標値というのは、当然これはトロッコ列車だったり、もしくは通勤・通学の乗客だったり、ここというのは震災前、復旧前の数値をやはりクリアしなければならないのではないかなというふうに考えているところでございます。

ただ、この駅の列車だけで駅周辺開発ができるとは思っておりません。全体的な南阿蘇地域への入り込み数を約600万人から770万人ぐらいを設定を、私たち南阿蘇鉄道沿線地域公共交通網計画でしているわけでございます。そのうちのじゃあ何人が高森町にということと言いますと、当然、全員本当は来ていただきたい。つまり、希望的観測も含めた夢がある、その600万人から770万人を目標値でもう掲げておりますので、そこを目標に設計をしていかなければいけないというふうに考えております。

当然、この経費のこともおっしゃいましたし、ハード事業になりますと単独でやる事業と県の補助を使う事業、国の補助を使う事業、いろんな形がございます。その中でやはり熊本県が今回高森町の駅周辺開発計画に、県がアートポリス事業を認定していただいたということは大きな後ろ盾であり、もしくは大きなバックアップに繋がってくるのではないかなというふうに考えております。

同時に、南阿蘇村が立野駅の周辺開発を行います。多分、金額的には同じかどう

か分かりませんが、駅舎の建て直しのみが県の工事だといいますと、高森の場合は改選前の議員さんから質問だったり質疑もいただきましたが、点ではなく面的な整備でやるべきだという御指導もいただいておりますし、そのような設計で進んでいるわけでございます。そして、収益に関しましては、当然これは例えばテナントだったりいろんな家賃収入だったり、その他諸々考えられますが、そういう提案も熊本県が5回も県の予算を使って、高森町の中でこの駅舎に関して、駅周辺に関しての説明会及び意見交換会を行っておりますので、その中で多くの町民の方の意見だったり、高校生の意見だったり、いろんな意見が出て、その結果が報告を県から受けて、そしてそれを基に駅周辺のハード事業に関しては、これから詳細設計を行いますという、今回は予算のお願いでございます。

以上でございます。

○議長（後藤三治君） 2番 津留智幸君。

○2番（津留智幸君） 大変よく分かりました。南阿蘇地域に来られた方々が、すべて高森に来られるよう、すべての関係者が知恵を出し合って、全国に誇れるような、また海外からでもたくさん訪れて満喫していただけるような施設になるよう協議してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（後藤三治君） ほかに質疑ありませんか。1番 後藤巖君。

○1番（後藤 巖君） 1番 後藤です。

一般会計補正予算書の中で質問をしたいかと思えます。補正予算書の14ページ、第2款総務費の一般管理費のところの質問です。ここで、交際費として59万1,000円の減額ということで上がっているかと思えます。これは当初、3月の議会の時は126万円という形で予算が上がっていたのが、この度の補正で59万1,000円減額という形で落とされています。これをなぜ落としたのかという部分の疑問と、あとこの交際費というのは恐らく町長が県・国とかに行くときの、例えば手土産とかそういうものに使われるお金かとは思いますが、やはりここでわが町のトップが持って行かれる、それは一つ言い換えれば、そこでわが町の物産をトップセールスしているというような言い換えもできると私は考えております。その中で、なぜここがいきなり減額になったのかという理由を、よろしければ教えていただけたらと思えます。

以上です。

○議長（後藤三治君） 総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） 1番 後藤巖議員の質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、当初126万円を計上いたしておりました。今補正で59万1,000円の減額をお願いしているところでございます。これは町長の御意向もありまして、まずは見直しを行いまして、葬儀の香典、初盆の際の御霊前、御仏前等を線香やろうそくに替えるということとし、消耗品へ移しました。また、行事等の謝礼を報償費、広告費を役務費に組み換えを行っております。それぞれ予算について組み換えを行っておりますとともに、町長の意向もありまして、なるべく交際費を必要以上に計上しないようにというか、そういうところの指示がありまして、見直してこの補正予算を計上しているところでございます。

以上であります。

○議長（後藤三治君） 1番 後藤巖君。

○1番（後藤 巖君） 御説明ありがとうございました。確かに香典とかの分につきましては、線香とか物品でということは理解はできるんですけども、やはり陳情とかそういうものにつきまして行かれる場合、一つのやはりツールとしてそういうお土産の品とかをお渡ししながら、高森の特徴もそこでよりアピールをしていただくという意味におきましては、当然持っていかれる品も高森町内の品を持って行かれることでしょうし、やはりそこからの今後の展開とかいうのをするためにも、ぜひとも私としては、そういうやはりまず入り口の段階で高森をより良く広く、やはりトップの方にしていただきたいと思いますので、良ければまたそういうところは御考慮もいただいた上で、検討していただけたらと思います。

以上です。

○議長（後藤三治君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番 後藤巖議員の御質問にお答えをいたします。

交際費の減額につきましては、当初予算で認めていただきながらの減額というところが、普通であれば考えられません。しかし、その中に統一地方選挙が入りまして、その選挙の中でしっかり声を聞いて新しくした形にしたいというところでございます。つまり、私は8年間、葬儀も含めて初盆もできるだけ、実は最初の1期、2期目は行かさせていただきました。物理的にも不可能な数字になってきましたので、職員さんにも大変皆さんに御協力いただきながらやっていただいたわけでございます。その初盆等の中で、やっぱり現金よりも、もっと高級なろうそくだったり線香だったり、当然そこの御家庭に合ったものを、そういう中でそっちのほうがいいんじゃないかという声が私自身が直接多くの声を聞き出しましたので、3期目に

当選したあかつきには替えさせていただきたいなと思いましたが、またそのことを職員さん、そして多くの方にお聞きいたしましたところ、昔はそうやっていたと。以前はそうだったんですよと、すごく高級感がありましたということでしたので、そういうふうに替えさせていただきたいと。気持ちの問題かなというふうに考えております。

また、交際費につきましては、議員からそういう御提案をいただいて大変ありがたいと思いますし、民間の会社だったらそうだと思います。私は8年間ほぼ手出しです。交際費で使っているものというのは一部であって、食糧費も一部であって、交際費に関しては果たしてこれが本当の交際費なのかなというふうな、要は会議に出る参加代がほとんどになっているのが、私現状ではないかなというふうに思っております。次の世代の政治家、次の世代の首長さん、議員さんも含めまして、実際なられてみると、こんなに負担がかかるんだなというところが、嫌というほど分かるのではないかなというふうに思います。

ですので、一旦私の世代でそこはもうリセットできる場所はリセットして、議員のなり手不足、首長のなり手不足も語られているかどうかは分かりませんが、そういう次の世代に向かって、しっかりしたところをぜひこういう交際費の使い方に関しても議論を進めていければいいかなというふうに考えているところでございます。

多分、長く議員をなされている方は、今の交際費が実質上、交際というその意味合いに値するのかどうかというのは、どうなのかなと考えられている議員さんも多々いらっしゃるのではないかなというふうに思っております。

次の世代の政治家に、志す方にしっかりとそこが言えるような形として、今回はまずは減額をさせていただいて、各課でできるものは通常に各課でやっていただくという第一歩をできればということで減額の要請をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（後藤三治君） 1番議員さんいいですか。7番から挙手が上がっておりますが、ほかに質問のある方、予定されている方はいらっしゃいますか。

今、12時過ぎましたので、多くあるようであれば、休憩にした方がいいと思いますので、いかがでしょうか。暫時休憩したいと思います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 午後1時から再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午後0時05分

再開 午後1時15分

-----○-----

○議長（後藤三治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を行います。先ほど7番議員から手が挙がっておりましたので、7番 立山広滋君。

○7番（立山広滋君） こんにちは。7番 立山です。

先ほど、午前中、町長のほうから主な事業について、概要書を基に説明がありましたけれども、概要書の27番、予算書でいくと22ページの1番上ですかね。この27番に、高森町管内道路網再編計画（国土強靱化地域計画）ということで、急激な社会情勢の変化ということで書いてありますけれども、将来の大幅な人口減少や高齢化に伴い、道路・橋りょうの管理の見直しのための再編計画と認識しておりますけれども、実際道路・橋りょうの維持に年間どのぐらいかかっているのか。建設課長、お尋ねいたします。

○議長（後藤三治君） 建設課長 東幸祐君。

○建設課長（東 幸祐君） ただいまの、7番 立山議員の質問にお答えいたします。

道路・橋りょうの維持に関しましては、大体今までに約1億円ほど毎年かかっております。それは改良工事も含めましてですね。今後は1億5,000万円から2億円程度はかかっていくんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤三治君） ほかに質問のあられる方、どうぞ。4番 牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君） 4番 牛嶋です。

先ほど、1番議員が質問された管理費の中で、節のまず18番、備品購入費の中で、町長車両購入費とございますが、190万円、これが中古車ということになっておりますが、町長車両、もう古いのは大変分かっておりますが、また買い直すということになれば、なぜ中古車になったか。町長車両といえば、高森町がよその市町村に行く公用車でございます。高森町の顔でございます。中古車でわざわざ行くような自体になるとはちょっと私は解せないところがございまして。そうなった経緯と、節13委託料。またこれに町長車運転委託料とございますが、これはどういう経緯で委託されるか、職員が今までは代行をやったと思いますが、新規に雇入れをするのか、そのへんを総務課のほうでしょうか、お願いします。

○議長（後藤三治君） 総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） 4番 牛嶋議員の質問にお答えいたします。

一般管理費の中の、委託料と備品購入費、町長車の運転手の委託料と、中古車購入の経緯の質問だと思います。5月末において、草村町長が阿蘇郡の市町村会長と、阿蘇市町村会長と、県の町村会の協議会と、阿蘇郡内の約30団体と、県関係の団体で約20団体、合計約50団体の要職を兼ねて就任されました。今の生活の状況としまして、昼夜を問わず、郡の会議・会合、熊本市における県の会合、それに出席を余儀なくされておりまして、移動距離も長くて、また深夜に及ぶ公務が生じております。運転にも今日も大変疲れておられますが、運転にも支障をきたすことになっております。その状況を緩和するために、派遣会社へ運転手の派遣を委託する経費をここに上げさせていただいております。職員は、もう今余裕がありません。再任用の職員の方等応援をいただいて、運転手の方を雇うというか、そういう経費的に大きくなりますので、それはできませんので派遣会社からの派遣をいただいて、今3カ月間、今、昼夜を問わず会合・会議に出ておられますので、ちょっと様子を見ようということで、ここは3カ月間の委託の経費を計上させております。

また、中古車に関しては、町長の意向で新車はいらないということで、燃費のいい効率的な、何分、町の貴重な税金を使わないと、そういう姿勢でおられますので、中古車を購入ということで計上させていただいております。

何分、疲れておられますので、この事情をお汲み取りいただき、御賛同いただきますようお願いいたしまして、説明いたします。よろしく申し上げます。

○議長（後藤三治君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 牛嶋議員の御質問にお答えいたします。

まず、現時点で買い替えではございません、買い替えではないと。町長車は、約2年間もう無いという状況でございます。行政的には、議会事務局のほうに移管になっているわけでありまして、私自身は今町長車が無いというのが、多分2年間ぐらい続いておる状況でございます。その中で議員おっしゃるとおり、やっぱり顔だったり、そういう部分というのはあると思います。ただ、もう2期8年で公用車がなかったのも、運転手さんもいなかったのも、大変きつい環境であったり、一番大変なのが駐車場の待ち時間が長くて、20分前、30分前に行っても駐車場が満杯で結果的に会議に遅れるということは、この2期8年で多数ありました。ですので、そういうところも含めて思っておりましたが、やはり一方では事業進めたりする中で、どんな国・県から補助金を持ってきても残りの分がありますので、そこを節約したかったということで、運転手を雇ったり車両を買ったりということはしており

ません。今、議会事務局に移管になった旧町長車も、藤本町長の時代か、今村町長の時代か、私はちょっと知っておりませんが、多分佐伯議員さんたちの時代だったと思います。もう廃車ということだったんですけど、リースが終わって。確か、そのまま譲り受けたら本当に少額の金額でしたので、そのまま使っていたわけでございます。

中古車に関しては、議員おっしゃるとおりだと思います。沼田総務課長が、いい方向に言っていただきましたが、私はなぜ公用車が新車じゃないといけないのかという理由が、法律上明記もされておられませんし、今走行距離が100キロとか、1,000キロとか、1万キロ以内の新古車もありますし、また町の中古車を扱っている人もいらっしゃいますので、ここは職員だったり、団体の公用車で試すという表現はどうか分かりませんが、よくはないのかなということ、まずは自分がその公用車の中で程度がいいやつを、町の業者さんに選んでいただけるような、そういう仕組が私の代でできないのかなというふうに思っております。今、役場の中の公用車は、職員さんが頑張られていろんな補助金だったり、例えば地籍だったら地籍のための車ということで、ほぼほぼ補助金とかで買っております。ですので、今後単費で買う場合には、新古車だったり、1万キロメートル以内だったり、そういうところをしっかりと条件に付けていけば、私は問題無いのではないかなというふうに考えております。

運転手さんに関しては、確かに今厳しい状況です。ただ職員さんを1人、他の自治体のように、お隣も全部そうなんですけど、専門を雇われておりますが、私はどうかなというふうに思っております。ただ、総務課長がおっしゃったように、職員ももう手が一杯でそういうこともできませんので、自分で運転をいたしておりましたが、今回そういう委託が、その時に頼んでタクシーみたいなものだと思うんですけど、そういう委託ができる会社があるということで、そこにお試しとしてさせていただいて、利便性が悪かったり、たくさんお金がかかるようであれば、それはまた議会に御相談をしてやめたいというふうに思っております。ただ、現状で例えば3日間で大体600キロぐらい平均で、500キロから600キロ運転しております。全部自分で運転しておりますし、ほぼほぼガソリン代も自腹なんですけど、運転をすること自体がちょっとかなり最近きつくなってきたなど、距離が多いというのは感じていたところでの総務課長の答弁というところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤三治君） 4番 牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君） 以前から町長が自分で運転されるのは、大変よくないということは危惧しておりましたので、今回は委託されて運転手が付くということは良いことじゃないかと思えます。町長の予算等、いろいろ御心配も高森町のために考えられているということも、先ほどの後藤議員のときと一緒に、いろいろ考えられておるとことは大変理解するところでございますが、先ほども言いましたように、この50団体ですか、そういうところのいろいろ役職をされるということであれば、なかなかやっぱり基本的には、私としては新車の立派な車に乗って行かれて、高森町をしっかりとアピールしていただきたいと思えますので、そこは追々また町長と相談しながら、現状のままで行くか、そのあたりはまたやっていきたいと思えます。

運転手につきましては、今後長く続くような方向でお願いしたいと思えます。くれぐれも事故等に、町長が直接運転されとって事故等に遭われないというのが第一かと思えますので、そこらあたりは総務課のほうでしっかり考えていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（後藤三治君） ほかに質疑はありませんか。8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） 8番 本田です。

先ほど、2番議員、津留智幸議員のほうから、南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発事業について質問がございましたけれども、私は質問ではありませんけれども、今回の4月選挙がっております。私もまた今回の選挙に出て当選をいたしましたけれども、選挙前、熊本アートポリスプロジェクト事業によりましてこれは進められておまして、私はもう前回からこのことについては詳細について聞いておりますが、町民の声が出ていると、私にいろいろ言われました。「せいちゃん、あんたどんな、今度この高森駅周辺開発をやるが、あの駅を見てどこが悪いかい」とか、いろいろ言われました。私は、悪いとか思いませんけれども、今回これはもう県のこういう事業で計画をなされて進められて行きますけれども、町民の中には、今の駅周辺の開発といえば、駅周辺の何か整備をしなくてはならないところの、整備開発がされるであろうと思われておった町民の方もおられたと思えます。特に今回の広報たかもり等にデザインとか載っておりますが、特に言われました。「せいちゃん、あの駅はこの高森に合うかい」と。いや、私は合うとか合わんとか、そういうこと私の判断ではできませんから言いませんが、あの駅を見て私は選挙の時言われたんですが、高森高校の入口辺を選挙運動で歩いておりました。後ろからつかれまして、「せちゃん、後ろ見てくれ」と、私言われたんですが、何を言われるのかなとそ

の時私は思ったんです。そしたらば、「あの駅はなんか違和感があるかい、あんた」と、「おかしいかい」と言われた時に、果たして私もおかしいと思わないし、違和感もありませんし、町民の方こうやって思っておられる方がいらっしゃるんだということをその時思いました。「あんたたちは議員をしょって、私たちの話も町政に、町長さんにもお話をしてくれ」というようなことでございますので、一応町民の声としてこうやって私は紹介をさせていただいております。

先ほど、津留議員のほうからも金のことにつきまして、いろいろ集客数、そういったところのお話もございましたが、果たして町民の方から言われた言葉が、「あそこにああいった駅を造って、果たしてこの町の観光のメインになるような駅になるのかい」というようなことも言われました。だからこそ、町民の方から言われてみれば、いろんな考えの方がいらっしゃるんだと考えながら、これは今後におきましてどんどん今から進められて行きますけれども、この駅周辺の開発、またこの駅だけではなくて周辺の開発等も、今後いろいろ町長さんも考えていらっしゃると思いますが、駅周辺の開発、あの昭和から四つ角、湧水トンネルまでの道路網等々いろいろあろうかと思いますが、そしてこの駅の将来、南阿蘇鉄道が開通しました時に、みんながこの駅を使えるような、この駅周辺の開発というようなことを、私ども今後考えなくてはいけませんけれども、やはりこれはみんなで今後はやっていかなくてはならないと考えております。私ども、東北の三陸鉄道の研修にも行ってまいりましたけれども、沿線の住民の方々意見を聞いて、私どもは今後、本当に真剣に考えて、駅周辺の開発であり、新しい南鉄が開通した時に、この駅をみんなが利用してもらうような方向付けの検討会等いろいろされていきますけれども、そこら辺も重々町民の声も聞きながら今後もやっていかなくてはならないと考えておりますので、これは私が町長さんに報告をしてもらうとか、そういうことはいいませんが、町民の声が、いろんな声が今回のこの南阿蘇鉄道の駅周辺の開発について、町民の声が上がっているというようなことだけを、私からはお伝えさせていただきたいと思っております。

以上です。終わります。

○議長（後藤三治君） ほかに質疑はありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。

もう補正予算につきましては、それぞれの議員さんたちが、今までになく活発に質問をされましたから、よろしいんじゃないかなと思っている方もおられると思うんですが、町長車と交際費についても御質問がありましたけれども、もうこれはこ

れで町長のほうの意向であるということであれば、それはそれでいいんじゃないかなと私は思っております。特に町長車が、中古・新車・新古車いろいろあるんだけど、私が過去20年間、いろんな研修会、いろんな会議、それには町長さんたちも各県内の首長さんもお集まりなさりますが、町長車に乗ってこられる方もいらっしゃるれば、自家用車に乗ってこられる方もいらっしゃる。その際に乗ってこられた町長さんたちが、自分の車を見比べてから「新車な、いいな」とかいう話もされてる言葉も私は聞いた記憶がございませんから、それはその町長のスタイルであって、そのスタイルを貫いて行かれればよろしいことだと思います。

ただ、運転手さんの委託については、職員さんじゃちょっとやっぱり苦労されるなど私も日頃から思っておりました。大人しい町長さんだったら職員も大分楽なんだろうが、元気な町長さんですから、なかなか運転中にも気を使われるかなと思いますので、できればやっぱり運転を専門でされている方に安全運転をお願いして、委託をされるようお願いをしたいなというふうに考えております。

それは今までの質問に対して思ったことなんですけど、今度から私の質問なんですけど、ふるさと納税活用事業が今回の補正予算の中にも書いてございます。いろいろと、ロアツ熊本のことからくまもと国際マンガCAMP、大隈塾、それぞれ町中のごみ収集なり、いろいろ書いてあるんですけども、寄附金の額を年々見てみるとやはり返礼品の国からの様々な注文によって、各自治体、地方に行けば行くほど、やっぱりこういうふうなふるさと応援基金の、要するに集める方法というのが、ちょっと厳しくなってきた、そういう意味合いを私は感じております。その中で、やはり今から先は、返礼品で各都市部とか高額納税者の方たちからの応援基金を募るんじゃなくして、やっぱり町の施策に対して応援をしていただける納税者の方、応援者の方たちを募っていくように、今から先はしていかなければならないのかなと思うわけなんですけど、その際にふるさと応援基金の今後の見通しと、もう年々いろんなやっぱりいろんな自治体が、努力・創意工夫をされている中ですから大変だと思うんです。熊本地震ももう発生してから3年過ぎました。そうした時に、今度また新潟、秋田というふうな、こういうふうに地震もあったりする。北海道もあったりする。やっぱりその際に、いろんな納税者の方たちはそちらのほうに応援は動いていかれるわけです。そうなってきた時に、やはり今まで私たちが計画していたおりに、応援基金が集まるかということに対しては、ちょっと心配する面がございまして。その件について、ふるさと応援基金の今後の戦略について、何かお持ちであれば担当課あたりの答弁、または町長の答弁でも結構でございますので、よろ

しくお願いをいたします。

○議長（後藤三治君） 政策推進課長 田上浩尚君。

○政策推進課長（田上浩尚君） 10番 佐伯議員さんの御質問にお答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、ふるさと納税の高森町への寄附金額につきましては、年々減少していることは事実でございます。そうしたことから、当町におきましてもいろいろな方策を考えているところでございまして、まず企業版ふるさと納税ということで、地方創生応援税制ということで、企業版ふるさと納税という制度がございます。この制度に則りまして、本町ではエンタメ業界と連携したまちづくりプロジェクトを支援していただくということで、企業版ふるさと納税制度を活用したいと思っております。これと、特定のガバメントクラウドファンディングという、同じく似たような事業ではございますけれども、目的を絞って各寄附金の使い道等を限定したところの事業というのがございます。それにつきましては、今年度におきましては、南阿蘇鉄道の全線復旧を目指してということで、まずそれに向かっての事業ということで、ガバメントクラウドファンディングという事業を実施したいと思っております。

ふるさと納税の寄附金等につきましては、平成26年度から本町におきましては、実施しておりまして、最初の年は56万円程度でございましたけれども、翌年度には1億9,000万円程度の寄附を集めております。平成28年度、平成29年度と少しずつ下がっておりまして、昨年度につきましては6,200万円程度の寄附金でございました。この寄附金等をうまく利用するために、いろいろな方策等を進めていく中ですが、今までのふるさと納税の寄附だけでは非常に難しいところがございますので、先ほど言いましたとおり、クラウドファンディングだったり、企業版のふるさと納税だったり、そういうもので少し上乗せができるように頑張っていくところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（後藤三治君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番議員の御質問にお答えいたします。

議員が危惧されているように、年々落ちてきております。当町だけではないかなと思っております。その中で増えている自治体というのは、元々やっていなかった自治体が多くの人件費を使いながら、物ではなくて体験型、これが一番マスコミ的な見栄えはいいんですけど、実はやっぱり体験型をするには、非常に人件費がかかるというところがあります。高森のふるさと応援寄附金の集め方の特徴は、経費を

かけてないというところです。スタートの時も一つのあか牛だけに絞って、翌年から真似されるだろうということで、馬刺しを入れたと。そして職員をそこに置かない、任期付職員を置かないというやり方をやってきたんですが、それが限界が来ているというふうに思っています。

特に、佐伯議員いろいろ御提案を私にもいただいておりますので、今後の見通しとしては、当然上向きな見通しをつくっていかねばいけません。じゃあそれが何なのかというところで、事務方としてできることは昨年やられております。例えば、今まで寄附された1万4,000人の方にダイレクトメールを経費を使って送った。その分がいくら返りがあったかというところ、1,200万円。十分返りとしてはあるかなというところがございます。ただし、それにはかなりの労力と、多分大変だっただろうなというところがございます。ですので、地域おこし協力隊をそこに使うということ、数年前から私自身が企画いたしました、なかなかふるさと応援寄附金の返礼品を発送したりとか、そういう業務に対しての地域おこし協力隊を募集しても来ません。作ったりするには、やはり夢があるから来ていただけるんですけど、作る商品が恒久的に町で生産できるものかといったら、その時は見栄えはいいんですけど、その方がいらっしゃらなくなったら、なかなか生産ができないというところ。つまり、元々の高森町にある宝を発見して売っていくというところしかないのではないかなと思います。特産物がそこまで強いお土産品があるわけでもございませんし、例えば農産物にしても、なかなかこれは限定がなされるのではないかなというふうに思います。

ですので、今後、企業版ふるさと納税と担当の課長さんがおっしゃいましたが、これは効果があると思います。ただ、もう一つは高森町にしかない商品を、やはりカタログ数を増やしていくしか方法がないのではないかなと。それと、体験型をやはり若干人に大変な協力はいただくとありますが、例えば今やっている高森時間のふるさと納税返礼品バージョンとか、例えば各地域がなされている地域のイベントの返礼品バージョンとか、そういうところを事細かくやっていくしかないかなと思っております。ただ、政策推進課の担当課の職員だけでは限界がございますので、今後そういうマンパワー的なところのアドバイス等を逆に議員さんが思われている方向性、もしくは今町がやっていることに対しての対案があれば、一般質問でも結構ですし、この場でも結構ですので、何かアドバイスいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（後藤三治君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。

もう日本国中の自治体が、やっぱりふるさと応援寄附金については、興味を持ってどんどん活動がされていらっしゃる。過剰に上がりすぎた返礼品の額に対しては、もう総務省のほうから待たがかかったということで、その後また知恵を絞って、皆さんたちがいろんな今体験型とか、いろいろなことを言われました。この高森町、過疎地域でありながら高齢化が進む高森町が、じゃあどういう物でそういうふうが高森町に関心を持っていただいて、寄附をしていただくかということであると思います。

テレビ等でよくあるんですが、若い人が自分のやりたいことをPRをして、それに対して各企業の社長さんたちがその話を聞いて、「よし、その事業に俺は1,000万円出そう」「俺はその事業に500万円出そう」というようなテレビを以前見た経験がございますが、やはり今はそういうふうなことじゃないかなと思うんですよね。やっぱり自分の自治体が、高森の町長が、この高森町でどういう事業をしたい。そういう事業をすることによってこういう効果が現れて、都市部とのいろんな問題も解決してくるとか、要するに富裕層の方たちに限りませんけれども、応援寄附金をされる方たちは、やっぱりそういうふうに応援寄附金をしようという人たちが、この高森町の今後の将来性、町長のビジョンやその事業の進ませ方等を、やっぱりイメージを膨らませてそれを見ていただくと。それに対して、「ああ、やってみようじゃないか」という形で、寄附をしていただけるということであれば、逆に返礼品で頭を悩ませる必要も無いし、それを発送するというだけで労力もいらないうえ、逆に寄附金をいただいたことによって、この事業ができました。この事業ができたことによって、この地域がこういうふうになりましたというのを相手方にお礼として、またDVDなりUSBケーブルなりを送って、動画で見ていただくというようなことをしていけば、私はそれはそれとして、本当に地域に関心のある応援者の方たちは、納得していただけるものだろうと思うんです。

子どもじゃないんですから、物をもらってとか、飴玉しゃぶってとかいう時代じゃなくして、やはり心の満足を追求するという方向の、今からの応援寄附金のあり方というものも、やっぱり戦略の中に私は組み入れていくべきではないかなと思うんです。賛同する方がいらっしゃれば必ず応援寄附金というものをしていただける。もしかしたら高森町内にも、まだ俺は高森町の人間だけれどもという形で、応援をしていただける方がいらっしゃらないとも限らないと、私は思っております。

ですから、今後の戦略については、多様な考え方というものをどんどんどんどん取り入れていただいて、頑張っていたきたいなと思います。ふるさと納税活用事業が、意外とこれは各地域の皆さんたちに近いところに、どんどんどんどん落ちてくるんですよ、この事業というのが。今回もごみ収集場所の補助金が3分の2になると、これは本当に助かるんですよ。今みたいに有害鳥獣が多くなってきている時に、道路にただ網を被せてごみ袋を置いている。そういうところに、ちゃんとしたごみ置き場を作ってやるんだけど、今までみたいに2分の1では、なかなかその受益者の方たちの負担が出てきて大変だと。これが今度3分の2になるということは、かなりの関心が高まり普及していくんじゃないかなと。喜ばれる方が多いと思うんです。ですから、やっぱりこういう事業というのをどんどんどんどん地域が必要とする事業をやっていくためには、ふるさと応援寄附金というのをより一層やっぱり活発に頑張っていたかなければならないと思いますので、その点について町長さん、意気込み等を再度お聞かせをいただきたいと思います。どうぞ。

○議長（後藤三治君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 御提案ありがとうございます。

クラウドファンディング型の変形バージョンが、今おっしゃったやつだと思いますし、確かに例えば下切とか草部もそうですけど、いろんな地域でそういう地域おこしがあって、そこに参加者を募って、そして参加費をいただいて、それ以上のことをいただいて、そしてそこにお返しする体験型というものもすごくいいと思います。例えば、今言われましたふるさと納税活用事業の中で、今年のごみ収集の整備事業補助金と名を打っておりますが、去年は街路灯をやりました。500カ所以上の街路灯、これも議員さんからいろいろ提案を、佐伯議員からもいただいておったわけでありましたが、財源が問題であったというところで、経済産業省の事業で5町の大半はやったんですが、それ以外の色見、上色見、南在、津留、そして山東部、上在、村山も今回で出来たというところですよ。今年のごみ収集を、議員が先ほど3分の2とおっしゃいましたが4分の3に、より負担が無いような形で行います。街路灯が500カ所以上でしたので、ぜひ地域に帰っていただいて、この申請をしていただければと思います。

今後の抱負ですが、やはり限られた物というところであると、やっぱりどうしても田舎は弱くなるんですよ。ですので、物だけではなく、議員がおっしゃったような考え方を取り入れて、やっぱり最終的には、やる以上はそこにしっかりお金を落とさせていただいて、なおかつ来ていただくことによって、ふるさと応援寄附金だけ

ではなくて、来ていただいてお金を落とすという部分もございますので、こちらに来ていただくようなことも加味して作っていきたいというふうに考えています。

これ以上、やはり高森は熊本県内で1番でした。その頃、あまり誰もやってなかったのも、あか牛が良かったわけですが、当然皆さん議員がおっしゃるように、いろいろやって来られます。ですので、今こういう状況ですが、ここを維持できるように精一杯職員と一緒に考えていきますし、できればそれぞれの議員さんが、議員枠ということで、何十人か全国のお知り合いに提案をしていただいて、これは〇〇議員さんから言われてこうなりました、というところの実績も同時に応援をいただければというところもお願い申し上げまして、答弁と代えさせていただきます。

○議長（後藤三治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第43号 令和元年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君） 日程第16、議案第43号、令和元年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 野中裕美子さん。

○健康推進課長（野中裕美子さん） 議案第43号で提案いたしました、令和元年度高森町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ173万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,879万4,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。今回の補正の主なものは、消費税増税に伴う低所得者保険料の軽減措置により行うものです。1款1項介護保険

料につきましては787万7,000円を減額しております。見込みによる減額でございます。

続きまして、7ページをお開きください。

6款1項4目その他一般会計繰入金につきましては、保険料軽減分に対する負担金として795万6,000円を見込みにより増額しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

5款1項1目介護予防生活支援サービス事業費につきましては、委託料として117万円を増額しております。これは要介護状態にならないよう実施する介護予防のための通所介護事業を実施するためのものでございます。

8款1項1目予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第17 議案第44号 令和元年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君） 日程第17、議案第44号、令和元年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 東幸祐君。

○建設課長（東 幸祐君） 令和元年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出増減はございません。

4ページをお開きください。

第2表地方債に係る過疎債と簡易水道事業債間の起債制度上の限度額の調整であります。全体額の増減もございません。簡水債の臨時措置分としての全額交付税措置される分を、過疎債のほうから簡水債のほうに移しておるところでございます。

以上、説明申し上げましたが、審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第45号 令和元年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君） 日程第18、議案第45号、令和元年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 田上浩尚君。

○政策推進課長（田上浩尚君） 議案第45号で提案いたしました、令和元年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で既定の予算に歳入歳出それぞれ734万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,255万3,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入予算について、御説明申し上げます。

第2款の繰入金につきまして、基金繰入金としまして鉄道軌道安全輸送設備等整備事業分として734万2,000円を追加しました。

続きまして、7ページ、歳出予算につきまして御説明申し上げます。

第1款事業費、19節負担金補助及び交付金につきまして、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業として734万2,000円を追加しております。内容の主なものにつきましては、枕木交換において老朽化しております枕木から、PC、コンクリート枕木への変更が、国より承認をされたことによりますものでございます。

以上、今回提案しております補正予算につきまして説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。説明終わります。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第19 休会の件について

○議長（後藤三治君） 日程第19、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

6月21日から6月25日まで及び6月27日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、6月21日から6月25日及び6月27日は休会とすることに決定しました。

なお、各常任委員会が開かれますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（後藤三治君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会といたします。

お疲れ様でございました。

-----○-----

散会 午後1時45分